

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：青森県（病院局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	64.3% (医師 85.6%、医師以外 99.8%)
任期の定めのない常勤職員以外の職員	73.0% (医師 107.0%、医師以外 106.8%)
全職員	59.0% (医師 81.6%、医師以外 91.5%)

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	70.1% (医師 82.3%、医師以外 89.5%)
本庁課長相当職	62.2% (医師 96.9%、医師以外 102.3%)
本庁課長補佐相当職	59.8% (医師 89.8%、医師以外 99.7%)
本庁係長相当職	102.9% (医師 — ※1、医師以外 102.9%)

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	54.1% (医師 96.2%、医師以外 82.3%)
31～35年	60.9% (医師 87.7%、医師以外 98.3%)
26～30年	59.1% (医師 76.5%、医師以外 102.0%)
21～25年	59.7% (医師 87.1%、医師以外 98.3%)
16～20年	61.3% (医師 88.5%、医師以外 102.5%)
11～15年	68.7% (医師 93.7%、医師以外 97.7%)
6～10年	75.5% (医師 87.3%、医師以外 99.7%)
1～5年	74.3% (医師 88.5%、医師以外 102.3%)

【説明欄】

- ・ 任期の定めのない常勤職員において、男性職員に占める医師の割合は約34%であり、女性職員に占める医師の割合（4.3%）と比較して高く、また、医師の給与水準は高いことから、相対的に男女の差が大きくなる
- ・ ※1 本庁係長相当職に医師はいない

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。